

社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会  
役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。ただし、本協議会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

対象	金額
会長	月額148,000円
常務理事	月額512,500円 賞与：月額報酬×2ヶ月（6月及び12月支給）
理事 （会長、常務理事を除く）	日額5,000円（職務のため理事会等に出席したとき）
監事	日額5,000円（職務のため理事会、評議員会等に出席したとき）
評議員	日額5,000円（職務のため評議員会に出席したとき）

- 2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 本規程に定める報酬等は、行政職員には支給しない。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。